



2025年3月19日

各 位

会 社 名 株式会社カカコム
代 表 者 名 代表取締役社長 村上 敦浩
(コード番号：2371 東証プライム)
問 い 合 せ 先 取締役兼上級執行役員CFO 粕谷 進一
T E L 03-5725-4554

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年3月19日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年4月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 48,619株
(3) 処分価額	1株につき2,236.5円 但し、当該時点における株価変動等諸般の状況を考慮の上で本自己株式処分にかかる最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2025年3月26日（以下「条件決定日」といいます。）の直前取引日における当社普通株式の終値（以下「東証終値」といいます。）が上記の金額を上回る場合には、条件決定日の直前取引日の東証終値とします。※
(4) 処分価額の総額	108,736,394円 上記は本日現在における見込額であり、処分価額に48,619株を乗じた金額とします。※
(5) 処分子定先	執行役員 12名 48,619株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

※本自己株式の処分価額の決定方法（処分決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨）

本自己株式処分のように、株式を第三者割当の方法により処分して行う場合、通常、処分決議日に全ての条件を決定します。しかし、本自己株式処分においては、当社は本自己株式処分決議と同時に、(株)LiPLUSホールディングスの株式取得、中期経営計画策定、業績予想修正及び監査等委員会設置会社への移行の決議（詳細は当社の2025年3月19日付「株式の取得（子会社化）及び特定子会社の異動に関するお知らせ」、「中期経営計画の策定に関するお知らせ」、「2025年3月期 連結業績予想の修正に関するお知らせ」、「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」をご参照ください。）を公表しています。当該自己株式処分の公表に対する株式市場の受け止め方いかんによっては、本日（処分決議日）以降の当社の株価に影響があり得ます。当社としては、仮にこれらの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価上昇を反

映せず本自己株式の処分条件を決定することは、当該処分条件と本自己株式の処分時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害する恐れがあることから、既存株主の利益にも配慮した公正な処分条件の決定という観点及び恣意性を排除する観点から、株価の上昇を反映した上で本自己株式の処分条件を決定することがより適切であると考えております。そこで、本日（処分決議日）からこれらの公表を受けた株価の影響を反映させるため一定期間を経過した日を条件決定日として設定しております。なお、本自己株式の処分価額は、処分決議日時点の本自己株式の価値と条件決定日時点の本自己株式の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本自己株式の処分価額について、当社にとって不利益となる変更はありません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、当社の取締役（非業務執行取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（対象取締役と合わせ、以下「対象役員」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本制度の概要等につきましては以下のとおりです。

本制度は、当社の対象役員に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭債権を付与し、当該金銭債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

また、当社は2025年3月19日開催の取締役会において、本制度に基づき当社の執行役員に対し、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

本制度により当社が発行または処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とすることが原則です。しかし、上記「1. 処分の概要」の「※本自己株式の処分価額の決定方法（処分決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨）」に記載の理由から、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）または、本自己株式処分にかかる最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める日の直前取引日における当社普通株式の終値のいずれか高い金額といたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象役員は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、当社の普通株式合計48,619株及び処分価額の総額と同額の現物出資財産としての金銭債権を執行役員へ付与することといたしました。

また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、原則として譲渡制限期間は退任または退職時までとしております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である執行役員12名が当社に対する金銭

債権の全部を現物出資財産として給付し、当社が処分する普通株式について引き受けることとなります。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各執行役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

処分期日（2025年4月24日。以下「本処分期日」といいます。）から各執行役員が当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任または退職した時点（ただし、当該時点が、本処分期日の属する事業年度経過後3月を超える日の満了より前であった場合には、本処分期日の属する事業年度経過後3月を超える日の満了時点）まで（以下「本譲渡制限期間」といいます。）の間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は原則として、執行役員が本処分期日の属する年の4月1日から翌年3月31日までの期間中、継続して、当社の執行役員の地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得事由

①執行役員が死亡、任期満了または定年その他正当な理由によらず、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任または退職した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

②その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、執行役員が本譲渡制限期間の途中で、死亡、その他正当な理由により、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当該退任または退職をした時点をもって、本処分期日の属する年の4月1日から当該退任または退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）について譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間の途中で、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本処分期日の属する年の4月1日から上記の承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）の本株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本株式は、本譲渡制限期間中は、執行役員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される(注)。

(注) 本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、執行役員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社及び執行役員は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各執行役員が保有する本株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結しています。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、「1. 処分の概要」の「※本自己株式の処分価額の決定方法(処分決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨)」に記載のとおり、既存株主の利益への配慮という観点から、また、恣意性を排除した価額とするため、取締役会の直前取引日(2025年3月18日)の東証終値である2,236.5円と条件決定日の直前取引日(2025年3月25日)の東証終値を比較し、高い方の金額に本自己株式の処分価額を最終的に決定いたします。かかる本自己株式の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上